



Title	新勅撰集序の問題
Author(s)	田中, 裕
Citation	語文. 1956, 17, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68494
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

新勅撰集序の問題

田 中 裕

一

新勅撰集は定家が晩年単独の選者として選修した集なので、種々の点で興味深い問題を孕んでゐるが、周知のやうに早くもその成立直後の歌壇では活潑な論議があつたし、室町期に及ぶと論議には一つの顯著な特色のあらはれてくるのが注目される。すなはちそれらはこの集を単独にそれ自体としてよりも、むしろ先行者新古今集との対照において取扱つてきたといふこと、さういふ対照の中に問題を見出してきたといふことである。といつても新勅撰集を新古今集の単なる附屬とみなしてきたといふわけではなく、その意味では却つてその対立者としてこの集の存在は高く評価されてきたといはなければならぬ。問題は年代的にも継起し、撰修にも同じく定家が関与してゐるこの両集の間に見られるかなり印象的な歌風の対照、もしくは対立の上にあつたわけで、かういふ対立をひき起した理由、その意義を問ふところに新勅撰集論は成立したといはれるのである。かういふ意味で新勅撰集の歴史的な課題は常に新古今対新勅撰といふ形で提出されてきたといへると思ふ。

具体的にいへばこれも周知のやうに、論は一方の新古今の歌風を花、新勅撰のそれを実とみる觀察、評価から出発するのであるが、

この差異を生み出した理由としては専ら新古今集撰者の多様さが考へられ、およそ次のやうな諸説があらはれてゐる。すなはち両集の差異を、院並びに他の選者対定家のそれに限定して理會するもの（井蛙抄）、単に他の選者対定家に限定するもの（幽斎聞書）、更には新古今集のもつ親撰としての性格に重点をおいて、院対定家の問題に限定して理會しようとするもの（言塵集）等である。これらは現在もなほ十分問題性をもつてゐるが、そればかりでなく説自体としても有力に發展してきてゐるものが少くない。たゞ現在では右の諸理由の外に、両集の撰修期における定家個人の文学觀、撰歌規準の変化を考へようとする説も強くて、まだ十分には解決されてゐないのである。しかしこれらの解釈はいづれも正当な理由をもつてゐるし、また必ずしも互ひに矛盾するわけでもないので、所詮は新古今対新勅撰といふこの問題を解決するために必要なそれぞれの条件（強弱の差はあらうが）として考へ合はすべきものかと思はれる。

それにしても叙上の考へ方は、撰者個人の意識、態度の上に対立の理由を求めようとする点でいづれも一面的であることをまぬがれない。われわれはすでにかうした対立が単なる両集のみの対立でもまた撰者間の対立でもなく、当時の歌壇の一般的な考へ方の変化、いひかへれば和歌における時代精神そのものの変遷に対応する事実

として一層根柢的に把握しなければならないことを、当時の歌論（近代秀歌・八雲御抄等）を通して知つてゐるからである。たしかに新古今対新勅撰といふ問題は文学精神そのものゝ変化、二つの文学的時期の対立にまで一般化できるものであるが、しかしかういふ対立の理由を詳しく考へることはまた別の課題としなければならぬ。本稿で取扱はうとするのは、むしろかういふ対立そのものがどこまで深いことである。もし真に対立とよぶにふさはしい程の異質性をきは立てゝあるとするならば、それは和歌史における時代区分論にまで発展する可能性があるといはなければならないが、さういふ可能性が果して認められるかどうかといふこと、かういふ課題を新勅撰集を中心に考へてみようとするのである。

もつとも、両集の対立に時代区分論的な意義を認めようとする説も今までになかつたわけではない。否、鎌倉初期といふ時点が政治史、社会史等の上にもつ決定的に大きな劃期性を文学史の上にも対応させて考へようとする企図や、その場合劃期を新古今集の成立期に求めるか、あるいは新勅撰、千載集のそれに求めるべきかといふ考察は今までも多くの人々を捉へてきたであらう。近くは谷宏氏の説（『中世文学の起点』四國語）などその代表的なものであつたと思ふ。本稿も両集に関する時代区分論的な考察を試みようとするのであるが、しかしその企図や手続は、前述の課題の提出の仕方がすでに示してゐるやうに、それらと同じでない。第一には、できるだけ対象を文学史内の事象に限つて、一般の史学的概念としての中世乃至は時代区分を文学史の上に適用しようとする企図を排することである。さういふ史学的な概念規定がたとへ社会・経済史的立場、方法から作られた基礎的なものであらうと、文学史はさういふ文学史外

の事象から一方的な規定をうけるものではないといふ原理的な理由でさうなのである。（これについて拙稿「時代区分の名称につ」第二に、前述のやうに本稿が特に範圍を両集の間に限つたのは、両集間にこそ和歌史の重要な劃期があるといふ見通の下に出発してゐるわけではないといふことである。まして和歌史を一部とする全体としての文学史の時代区分論に対してはなほさらなことである。かういふ意味での区分論はやはり別の課題としなければならない。従つて繰返して本稿の企図をいへば、われわれは新古今対新勅撰といふいはば古典的な問題から出発して、さういふ対立がどれ程までに深いか、果して時代区分論的な意味をもちうるかどうかといふことを追求しようとするのであり、またその限りでこの課題はどのやうな手続で取扱ふのが適當であるかを考へようとするのである。最後のことはかういつてもよい。本稿はわれわれが一般的に抱懷してゐる文学史の時代区分論に関する實際的な方法、むしろ手続をこの両集の上に適用し、できる限り具体的にそれを追求することによつてその性能を確かめてみようとするのであり、同時にその結果として前述の課題に対する一の解答に到達し、両集をめぐる時代区分論にも提言を試みようとするのであると。

新古今対新勅撰といふ問題は前述のやうに、前者の花に対する後者の実といふ形で提出され、そこから論議を出発させたのであるがそれはいふまでもなく両集の対立を歌風の上に捉へたわけであり、作品から出発したといふことであらう。だから本稿もこれに倣つてまづ作品を対象として、そこに区分論的な理由が成立つかどうかを考へてみるのが順序となる。恐らく花に対する実といふ評語に誤り

はないとしても決して厳密とはいへないわけであるから、改めてそれに代る一層適切な様式的指標のいくつかを両集の歌風に即して抽出し、それらの組合はせによつてそれぞれの個性を規定し、同時に両者の差異を明らかにするといふ手続をとらなければならないであらう。しかし二の歌風の対立が区分論的の意味をもちうるかどうかは所詮その前後につゞく他集との關係による比較のものであるから両集について右の意味を認めるためには同様の手続によつて、千載対新古今、新勅撰対続後撰等の考察がいくつ積み上げられてゆかなければならないことは当然である。しかしそれらの結果の比較によつて果してどういふ鮮明な決論がえられるであらうか。たとへばそれらのうちで最も重要な場合になるかと思はれる新古今対新勅撰と千載対新古今との比較に問題を限つてみれば、そもそも千載、新勅撰両集の歌風は新古今集を挿んでかなり近接してゐるので（むしろ新古今集が異端であるにすぎない。もつとも新勅撰集は新古今集を通過することによつて、その刻印を明瞭に打たれてゐることも確かであるが）右の考察の結果はかなり微妙で、恐らくは考察者の主観的な判断にかゝはるものゝはなはだ多いことが予測される。少くとも万葉対古今、古今対新古今、新古今対玉葉などの間に見出される程の明瞭な対立、ほど一般の承認にたへる程のこの種の明瞭さに到達することはむづかしいであらう。だからといつてかういふ最も順道な手続を否定するわけではないけれども、今しばらくはこれを措き、一層明瞭な結果の期待できる別の手続からはじめようと思ふ。

一は、新勅撰集の撰者がその撰修に當つてどの程度に旺盛な区分意識、いひかへれば集の劃期性をその歌風、一般に文学的性格について自覺してゐたか、あるいはどういふ意味、方向でそれを自覺し

てゐたかを考察することであり、一は、新勅撰集以後の歌壇及び歌人達がこの集や新古今、千載集等のそれぞれを受容する意識、態度にあらはれてゐる同様な区分論的意味あひを考へてみることであるこれらをいひかへると、第一は創り手が主體的に把握してゐた集の劃期性であり、第二は後代の享受者達の把握してゐるそれである。さうして前述の、本稿でしばらく回避しようとする手続はいはゞ現代のわれわれが作品を対象とし、歌風の持続と断絶との度合によつて測定しようとする集の劃期性を意味するものといへるであらう。これらの三の観点は文学を成立させる三の条件に対応するもので、これらそれぞれの考察を綜合するとき文学史の時代区分論は正鵠をうるのではないかと思ふ。既述の谷氏の論考は新勅撰集について、主として第一の手続に関するものであつたかと思はれるが、第二の手続も同様に必要といつてよい。すなはち南北朝から室町期にわたる中世盛期ともいはれる時期の享受者達が、これらの集のいづれを共時代のものとして受取つたか、あるいは異時代のものとして受取つたかといふ観点である。私は第一、第二の手続を新勅撰集を中心に適用してゆかうとするのであるが、本稿はそのうちの第一について、第二は次の機会にゆづらうと思ふ。

二

新勅撰集の撰集に當つて、撰者定家がやはりある劃期的な抱負を懷いてゐたのではないかといふことは、勅撰集の新しい出発を意味するやうな本集の題名がまづ示唆するやうに思はれる。しかしこの極めて物々しい名が実際には何を意味してゐるかを語つてくれる当時の資料は少く、わづかに本集の序ぐらゐるものであるが、それと

て直接に論及してゐるわけではない。それでしばらく序の趣意を考察することによつて、おのづから集の名義を明らかにしてゆきたいと思ふ。

序は大きく二段に分けられるが、その場合前段は、冒頭から「後拾遺を撰べる一たびなむありける」までとなるであらう。これは勅撰集序では恒例の、勅撰集論ともいふべき箇所であるが、本集ではことに撰者の主張が強く打出されてゐるところに特色があるといへる。主張を要約すると、第一に、勅撰集は天皇の宣旨によつて撰ばれるといふ本義を明らかにし、ついでこの本義に則つた、真に勅撰の名に価するものは「古今、後撰の二つの集のみ」であるが、しかし事実としてはそれ以外に「おほやけごとにならずへて集めしるされたるためし」も頗る多いことをいひ、第二に、勅宣を承る撰者が公卿であることを条件とすれば、それはすべての集を通じてわづかに白河天皇が藤原通俊（当時正四位参議）に後拾遺集を選ばせられた一例があるにすぎないといふのである。このうち第一の、勅撰の本義に関する主張はすでに千載集にもみえてゐるし、本集ではまた特に固執する風にもみえない。しかし撰者の資格を説いた第二の主張となると極めて独自で、前段の眼目もこゝにあつたと思はれる。

次に後段は、「しかるにわが君天の下をしろしめしてよりこのかた」から末尾までであるが、これはさらに「たゞ延喜・天曆の昔、時すなほに民豊かに悦べりし政を慕ふのみにあらず、また寛喜・貞永の今、世治まり人やすく樂しき言の葉を知らしめむためにことさらに集め撰はるゝならし」まで（A段とする）と、それ以後（B段とする）とに分けられるであらう。

そのうちA段は、前段の第一の主張——勅撰の本義に関する——

に対応するもので、承久乱後の事態を収めて再び太平の世に復へされた今上（後堀河天皇）が、民の鼓腹の声を伝へ残すために特に撰集の業をはじめられたことを讃歎してゐるのである。就中、右に引いた「たゞ延喜・天曆の昔」以下の文言は、この理想化されてゐる聖代が同後に古今、後撰といふ正しい意味での勅撰集の選修せられた御代でもあることを回顧し、この二の事業にあやかるときを語つたものと思はれるが、別の観方をすれば、これは勅撰集一般の慣例に従つて撰歌の規準あるいは範圍にふれた言葉とも解される。つまり本集はたゞに当代の歌を集めるばかりでなく、遠く古今、後撰期の治世の声を拾ひ、または古今集の撰歌理想を慕ひ襲はうとしたものとも解されるのである。（後述）さう解することができるとすればそれは、かの後拾遺集が天曆末以後の、拾遺集に漏れた歌を集めるといふ原則に立ち、「およそ古今、後撰二つの集に歌入りたる輩の家の集」は除くとまでいつたやうな選歌規準、範圍に明らかに対照されるといはなければならない。恐らく定家はあまねく全時期の歌を綜集することによつて後拾遺集をもさらに超える、真に周備した勅撰集を編まうとしてゐた、といつては誤りであらうか。

最後のB段は、前段の第二の主張——撰者の資格に関する——にまさに対応するもので、定家が時あたかも正二位、公卿の位にあることを誇示してゐるが、加へて「下のことを聞きて上にいれ、上のことを承けて下に宣ふるつかさ」すなはち納言（当時権中納言）に在ることをも記したのは、こゝに民の声を採集するにふさはしいとする意義を見出してゐたからであらう。彼はさらに父の跡を継ぐ二代の撰者であることも数へ上げてゐるが、これらすべての記述を費して、彼は自分が撰者としていかに稀有の適格者であるかを残りな

く吐露し尽してゐるといふはなければならない。これらの文章は感情を抑制して平静そのものであり、勅撰集序としてはむしろ情熱と気魄とに欠ける憾みさへあるが、しかし自己の資格を叙べるとこれ程にも執拗かつ周到であることは重要である。

以上のやうに序の構成を整理してみると、前段は過去の勅撰集における一の事実であり、後段は現在の本集並びに撰者の立つ現実であるが、かういふ二の事実が前述の二の主張を規準として互ひに対応し、緊密に結合してゐることが分つてくる。さて定家が勅撰集の規準とみなしてゐたらしい右の二の主張について考へると、第一の勅宣を本義とするといふことは勅撰集として当然であるが、第二の撰者の資格を公卿におくべしとする主張となると疑問である。理論的にもそのいはれないが、まして先例をいへば古今、後撰の両集がだいいちこれに従はないからである。だから第二の主張、並びにその事例として特に後拾遺集を掲げたことは、いづれも定家の恣意といはなければならないであらう。たしかにこれらは恣意的であるがしかしその理由をいへば、所詮は後段に記されてゐる通りの本集並びに定家の置かれてゐた現実の事態に基くものに外ならなかつたと思はれる。すなはちこれらは定家の自由な思索によるといふよりもむしろ偶々本集の選集に當つて彼に恵まれてゐた稀有の条件から導き出されたもので、まづ公卿の撰者といふ規準が立てられ、それに基いて過去の史実は吟味せられ、唯一の先例として後拾遺集が高く標置されることになつたと思はれる。

いかにも定家の置かれた選修条件は撰集史上、最高のものではあつたが、これに対する彼の態度にもまたすさまじいまでの自己肯定があつたわけで、従つて前述の第二の主張は恣意的といふよりむしろ

る主體的とよぶのが適切であるし、後拾遺集の撰択といふことも現在の肯定の上に立つた伝統の再吟味、その新たな発掘といふ意味で理會しなければならぬものがあつたと思ふ。序が勅宣のことに關して古今、後撰をあげ、延喜・天曆の代を讚美したのは恒例に従つたものであるが、後拾遺集を掲げたことにはまことに斬新な意義があつた。序もふれてゐるやうに（この点にはもつと鮮鋭に言及してもよかつたときへ思はれる程であるが）、後拾遺集は白河天皇の宣旨によるもので、単に撰者の資格の点だけでなく、二の規準の双方にわたつて本集の事態と完全に合致する唯一の先蹤であつたので、本集が格別にこれを賞揚する理由はあつたのである。従つて本集の選修過程を顧ると、後拾遺集をむしろ本集の典拠とみなした顕著な事実の少くないことが注目される。（注一）

叙上のやうにみてくると、序は、本集こそ後拾遺集を継ぐ第二の真正の勅撰集であること、その上撰歌の規準、範圍に關しては従来も選集の典型とされてきた古今集の跡を襲うて後拾遺集をさへ超える一層完美な勅撰集であることを揚言してゐると思はれる。

とすれば本集の名義もまたおのづから明らになるであらう。すなはち古今、後撰、後拾遺集を通して伝統にも深く結ばれ、しかもこれらの集のいづれよりもさらに優れた体制をもつ本集を、現在のみならず遠く将来までの規範にしようとするその意味である。といふのは新勅撰集といふ名称は、すべての過去の撰集を「勅撰集」の名で総括してこれらをさらに批判的に超える、あへていへば勅撰集の根本的反省ともいふべき意味を荷つてゐるやうに思はれる上（その点新古今集などといふ名よりも一層劃期的に感じられる）、特に過去よりも未来に向つて強く喚びかけるものを含んでゐるやうに受

取られるからである。従つて序が過去並びに現在の事実について撰集のあり方を指摘したのに対し、題名はさらにその上に未来への志向を加へたものといはなければならないであらう。こゝに至ると序で主張された二の規準も、所詮は将来の選集のための原則として立てられたものに外ならなかつたといつても差支ないであらう。

三

叙上のやうに序並びに題名の荷ふ劃期的な意味が理會されるとしても、それについてはさらに次のやうな著しい事実が指摘されなければならぬ。すなはちそれらの主張はすべて選集の機構あるいは体制（適切な言葉ではないが以下、勅宣のこと、選者の資格、選歌規準・範圍等をふくめて仮りにかうよぶことにする）に關してゐて歌風など一般に文学的性格には全くかゝはらないといふことである。

しかしこのことは、当時の定家が歌風、一般に集の文学的性格について何ら語るに足る主張を持ちあはせてゐなかつたことを意味するとは限りは限らない。否、事実としてはむしろ反対で、新古今以後やうやく彼の歌論は円熟し、特に新古今的なものに對していへば對立的であるかどうかは疑問としても、少くとも著しく批判的なものなつてゐたことは周知の通りなのである。とすれば前述の極めて一面的かつ傾向的な序の主張はどのやうな理由に基くのであらうか。

この新しい設問を考へる前に、概して勅撰集序といふものは、古今集序は別として、撰者の文学観・歌風論などを直接に表明するものでないことを指摘しておく必要はあるであらう。（注二）とりわけ千載・新古今集となるとさうで、この両集の序など長文で主張も

多岐にわたつてゐるやうに見えるが、所詮当代の治世に対する讚美の辭を除けば、まづ選歌の方針とその範圍、次いで選者の資格に向けられてゐるといつてよいのである。だから本集の序が撰者の文学観にはふれずに専ら勅宣のこと、撰者の資格、加へて撰歌の範圍に立言を限つてゐることはむしろ常道といはなければならないのである。たゞ本集の場合、他のどの勅撰集序にも必ず見られるやうな歌道の本義、歌徳を讀へる底の修辭までもすべて排して、純粹に体制の論で終始してゐることには、やはり單に勅撰集の慣行といふ以上の何かはつきりとした目的・方針を感じさせるものがあるやうに思ふ。（これに對し後段Aの、当代の治世を讀へる叙述などは慣行通りに極めて儀礼的であり、修辭的であることを考へ合せるがよいそれがいかに儀礼的かつ修辭的であるかはその叙述を當時の世相の眞実と對比するとき明らかに思ひしらされるであらう。注三）

かう考へるとき想起されるのは、再び後拾遺集に關する次の注目すべき事実である。すなはち後拾遺集が序であのやうに標榜されたのは勅撰集にとつて最も望ましいと考へられた体制上の条件が具はつてゐるからであつて、歌風など一般に文学的なものはその場合全く考慮の外に置かれてゐたのであるが、もし一旦それが問はれるとすれば、殆んど完全な評價の顛倒があらはれるであらうといふことなのである。

周知のやうに、新古今時代の歌壇では三代集を和歌の古典とみる考へが確立してゐたのであるが、それと同時に一方、さうした古典期の崩壊、歌の平俗化のはじまる端緒を後拾遺集におかうとする考へもほど通念化してきたといへるであらう。古來風体抄など後拾遺集の歌風を大いに賞揚してゐる方ではあるが、それでも「ことによ

き歌どもはさておきて、はざまの地の歌の、すこし前々の撰集に見あはするには、たけなども立ちくだりにけるなるべし」と評してゐるし、長明無名抄も拾遺集の頃から歌は変りはじめたと説きつゝ、「後拾遺の時、今少しやはらぎて昔の風を忘れたり。その時の古き人などはこれをうけざりけるにや、後拾遺すがたと名づけて口惜しきことにしけるとぞ」と記し、八雲御抄は「後拾遺、金葉集のころより後ざまの歌、多く平懐なる体なれど」と評してゐるからである。

ことに定家自身となると、彼は近代秀歌で、貫之末流の卑俗化を難じ、特に近代のそれに対してはその頽廃に抗した新しい六歌仙を顯揚するに至つてゐるが、その場合、筆頭に経信を掲げたのは通俊の対立者であり難後拾遺の作者としても知られてゐた彼の実績を念頭においてゐたからに外なるまい。しかもかういふ後拾遺集に対する評価は新勅撰集撰修当時の定家において變つてゐたとは思はれない。晩年の彼の歌論、文学觀の基礎はすでに近代秀歌において定まつてゐたと考へられるからである。(拙稿「妖艶」國語、國文昭二・一)とすれば後拾遺集に対する彼の認識や評價には、歌風、一般に文学的性格に關する場合と他方体制に關する場合との二つにおいて、截然とした對立があつたといはなければならないであらう。

かう考へると本集の序が既述のやうな觀點や評價をもつて後拾遺集に對したといふことは、單に勅撰集一般の慣行に従つたとか、あるいはせいぜいそれを一層徹底させたとか理會するだけでは足りないのである。すなはち体制上の觀點と文学上の觀點とがこの集の評價に對して矛盾的な關係に立つと見られる以上、定家は單に文学上の觀點にふれなかつたのではなくて、その觀點からの誤解の起りうることを冒してあへて他の一面の主張に賭けたといはなければならな

いからである。序が外見の平靜さにも拘はらず、その底にこのやうな二者択一の態度を潜めてゐるとすれば、後拾遺集を典拠とみる体制上の主張がいかに積極的であるか、理會されると共に、他方歌風など文学上の主張がまたいかに消極的であつたかも理會できるのである。(繰返していへば序に表明されてゐる限りにおいて消極的なのであつて、定家の文学思想そのものが消極的であるといふのではない)

このやうに序のもつ潜在的な事實を摘出することによつて、序の意味は一層明らかになつたかと思ふのであるが、しかしこのことはあくまで潜在的であつて、序の文面を辿る限りでは所詮体制上の立言のみあつて文学的性格については全くふれてゐない、といふ事實しかないことを否定できないのである。従つて潜在的にみれば集の文学的性格は体制論の陰に犠牲にされてゐるといふことはできるけれども、進んで次のやうにまでいふことはできないであらう。すなはち勅撰集の根本問題はその文学的性格にあるのではなくて却つて体制の權威的なあり方にあると。もしこれ程までに積極的な意味が語られてゐるとすれば、それは勅撰集そのものに對する根本的態度思考の轉換を示すものとして單なる体制上の問題にとどまらず、「文学」史の問題にもまた深くかゝはつてくるものといはなければならぬが、しかし事實はさうでなかつた。さういふ劃期的な轉換が語られるとすれば必ずや文学的性格に對する批判的な言辭が直接に文面にあらはれてこなければならぬ筈であるが、序は(繰返しいふやうに)それについては全く口を閉じて語らないからである。

そこで叙上のことはかういひかへることができるとであらう。すなはち定家は、しばらく本集の文学的性格に關しては判断を停止し、

そのため一往は誤解の起る懼れのあるにもかゝらずあへて後拾遺集を掲げ、これを典拠とさへして自己の抱懐する体制上の主張をあますところなく傾瀉したのであると。

このやうにして本集の序は、文学史が考察や叙述の中核とすべき本集の歌風、一般に文学的性格については何一つかゝはらないし、また撰者の強い区分意識を示してゐるとみえたその題名も、同様に文学の歴史については全くかゝはらないことが明らかにしたと思ふ。従つて本稿の最初の企図は全く酬いられなかつたわけであるがしかしそのためにこれまでの考察のすべてが徒勞に終つたとはいへないであらう。少くとも最初われわれの課題に対して大きな期待を懷かせ、かつその最も優れた資料とも思はれた本集の物々しい題名が、実は全く別の理由と意味とにかゝはつてゐたことを、今ははつきりと認識することができたからである。

序がわれわれの問ひに答へてくれなかつたことはしかし、必ずしもその問ひが否定されたといふことにはならないであらう。そのため、さらに資料を他に求めなければならないのであるが、さういふものとしては定家の明月記が唯一のものかと思ふ。けれどもそこには当時の作品、歌風にふれた文言は見えても、われわれの問ひに答へてくれる記事は何一つ含まれてゐないのである。(もつともこの時期の記事になると刊本明月記には欠脱が多い。撰集の端緒を語るかと思はれる寛喜二年七月五日から、その完了を語るかと思はれる嘉禎元年三月十二日までの五年間において、記事のほど完全なのは右の兩年と天福元年とだけで、他は四分の一ばかりが残つてゐるにすぎない。)

以上で本稿の予定した考察は終つたのであるが、その結果として

確認された一の事実、すなはち本集の題名は少くとも体制に関しては明らかな劃期性、区分意識を語つてゐるであらうといふことを、以下もう少し追求してゆかなければならない。もとよりそれは本来の課題ではないけれども、しかしかうした劃期性がその限りにおいて(勅撰集の体制の歴史において)時代区分論的意義をもちうるかどうかを考へておくことは、もはや本稿の責任になつてゐると思はれるからである。

四

本集の序が体制に関して、あのやうに昂揚された抱負を示してゐることは重要であつたが、それはどういふ理由によるのであらう。

まづわれわれは本集の発起から完成に到るまで、ともすればためらひがちな定家を策励して始終この業を宰領した九条道家の意志を考へなければならぬ。いふまでもなく中宮の父であり、定家の主でもある道家が、天皇の治世の頌歌に外ならない勅撰集を、特にその体制において最も完美な形で成就しようと企てたのは無理ならぬことであるし、またその意志が定家の序の上に表現されたとみることも理會しやすいと思ふ。しかしかういふ最も大きな、かつ外からの観点だけでは問題の説明にはならないであらう。さらに観点を細かに勅撰集の体制の歴史そのものの上に集めてゆくと、前行する新古今集のそれに対する明瞭な対立意識のあることが指摘される。

周知のやうに新古今集は院宣といひ、撰者の資格といひ(撰者五人の中、公卿は源通具一人である)、その上親撰の手續の加はつてゐることゝいひ、すべては本集のそれに対照してゐる。このうち恐らく最も反撥されたのは、本集の序の重点のおき方からみて選者の

資格であらうが、その中でも特に院がみつからわが国未曾有と揚言せられてゐる（新古今集序は院の自撰の体で書かれてゐる）親撰の手続についてとあつたと思ふ。新古今集のもつかういふ權威的ではあるが異例の体制を否定するために、定家はまづ勅撰の本義を明らかにし（宮廷儀事の慣習からみて、勅宣の場合には恐らく親撰といふことは起りえず、これは院宣に聯関する事実であつた筈である）、ついで勅撰下では最も權威ある撰者の資格を具へた本集の体制をあへて典型化しようと思つたのであらうと思ふ。しかしこのやうな対立意識も歌風の上にはかゝはらないことを、この場合も繰返しいつておかなければならない。もつとも新古今集の歌風を究極において規定してゐるものは親撰といふ手続であるし、定家もさう考へてゐたと見られるので、その体制に対する叙上の厳しい反撥の中にはその歌風に対する厳しい批判が反映してゐるのではないかと考へることとは自由である。が、それはあくまで反映であつて撰者の意識としてみる限り、兩集の対立は体制の上にかゝはり歌風にまでは及ばないといはなければならないのである。

以上は一の理由であるが、しかし題名の示してゐるやうなあの際立つた未来にかけての立言がこれだけで説明されてゐると思はれない。一般に本集以前の八代集の体制をみると、勅宣については序も指摘する通り準格のものが多いし、さらに本集で最も強調されてゐる撰者の資格についてみても不定なのがむしろ常態であつた。かういふ歴史的事実を認めながら本集の体制を同様な一の事実として主張することに満足せず、却つて普遍的な一の規準にまで高めようとするところには、やはり單なる前集への対立意識以上に、勅撰集の社会的機能を遠い将来にまで予見してのなみなみならぬ省察があつ

たと考へなければならぬ。それは何かといへば、恐らく谷氏が前掲の論文ですでに明らかにされたやうな理由ではなかつたかと思ふすなはち承久乱後、政治支配を殆んど決定的に失つたことを自覚した貴族社会が、残された地盤である文学的教養的世界の把握をいよいよ確實にする必要を感じてゐたこと、さうしてそれを文学上最大の公事である勅撰集の体制の上に実現し、さらに制度化しようとしたことであつたと考へられるのであるが、あなたが公式的な概括とはいへないであらう。實際、歌は地域的にも（鎌倉歌壇）武士階級に向つて急速に拡大されてゐたし、さういふ彼等の作品に対しても勅撰集はもはや寛容ならざるをえないことを、定家は本集の撰修で痛切に體驗してゐたわけである。それゆゑ少くとも撰修の実権だけは確實に彼等の手に掌握しておくために、選者の資格を最高度に規定することを企図したとしても無理ならぬことであつたと思ふ。

理由は叙上のやうに考へられるとして、次にかういふ体制に関する主張の烈しさは、その限りで時代区分論的意味を荷ひうるかどうかを考へてみよう。谷氏は右のやうな理由を認められることによつて本集を中世の起点に擬せられたわけであるが、しかし序や題名の示すこの種の意識がいかに熾烈であらうと、それだけではそれが特定の事態、環境の中に置かれた一時期の、また選者個人の單なる構想にすぎないのか、あるいは学としての客観的な妥当さをも要求するやうな劃期性を意味してゐるのかは分らない。ことにこゝで体制とよんでゐるものがいかに変易しやういものであるかは前述の通り、八代集の事実が示してゐるのであつて、その内面的な持続性はもとより歌風のそれにも及ばないのである。従つて單に体制上の立言に基いて時代区分を論することは方法的に妥当でなく、そのため

には少くとも一の体制上の変革がそれ以後の諸集においていかに忠実に維持されていったか、その現実の持統が考察されなければならないのである。このことは時代区分の手続として最初に記したとと断ず、同じ手続がこの場合ではさらに強く要請されなければならないであらう。

これについて結論的にいへば、序に示された主張は必ずしもそのすべてが継承されたわけではなかつた。まづ第一の、勅宣のことに關して本集以後の十二代集をみると、次の続後撰集から続千載集までの六集が一様に院宣により、続後拾遺集以下の六集が風雅集を除いてすべて勅宣によつてゐるのが指摘される。後醍醐天皇の勅定による続後拾遺をはじめとする以下の五集が勅宣によつたことは院政そのものの消長と直接に聯關することではあるが、それはともかくとして、この場合は前の六集が却つて院宣によつてゐることを注目すれば足りるであらう。しかし第二の、公卿の選者といふ点になると（これこそ序が最も関心を示したところであるが）、事情は著しく變つてくる。つまり続古今、風雅集等の親撰の——新古今の性格を具へた二集を除いて、他はすべて本集の企図を継承してゐるからである。（注五）従つて本集がそれ以後の勅撰集のために新しい道をひらいたといふ意義は認めなければならないのであるが、しかし本稿が課題としてきた新古今、新勅撰兩集の時代区分論的考察といふことに關しては、右の事實は却つて兩集間の区分を否定するやうな結果を示すやうにも思はれる。すなはち兩集の対立は、右の二集對他の十集といふ關係においてそのまゝ本集以後の体制史を形作つてゆく、いひかへれば本集以後の体制史を支配してゆくものがまさに新古今、新勅撰兩集の模式に外ならないといはれるからである。（へ

注六）従つてもし第二の点に基いて区分を試みるならば、むしろ新古今集とそれ以前との間で劃定されなければならないであらう。このことをさらに詳しく考へさせる観点として、さきにわれわれが体制の一に数へてきた選歌の範圍・規準の考察を附け加へておかうと思ふ。

一般に八代集の撰歌の範圍・規準は、既往の集に漏れた歌及びそれ以後の新作歌を集めることにあつたといつてよいであらうが、既往の集の範圍については必ずしも一定してゐない。古今集が万葉集に入らぬ万葉期の歌に及んだのは当然であるが、拾遺集も人麿赤人に溯つて漏れた歌を拾つてゐる。しかし後拾遺集以後になると、まづ同集が拾遺集に漏れたのを拾ふにとどめて既述のやうに古今、後撰集以前には溯らなかつたのをはじめとして、千載集が後拾遺集に漏れたのを集める方針の下に正暦以後に範圍を限つたのに至るまで、もはや古今以前に溯ることはなかつたのである。しかし新古今集はさうでなかつた。第一に万葉集に入つた歌も除外しなかつたし、第二に、万葉以後の作は先例に従つて歴代の集に漏れた歌を集めるにとどめたのであるが、しかしその範圍は古今集期にまで溯つてゐるからである。いひかへると新古今集は、第二の点において後拾遺以後千載集までの方針を超えるものがあつたし、第一の点においては古今、拾遺集の方針を改めるものがあつたわけで、要するに上代以来の全期の歌を新たる選択と評價によつて結集し統括してゐるのである。しかもこれらの点については新勅撰集も全く同様なのである。兩集のかうした選歌規準・範圍はそれ以後の勅撰集においてどのやうに受取られてゐるのであらうか。

これについてやはり結論的にいへば、新勅撰集以後二集を隔てた

統拾遺集と、つゞく新後撰集との二を除いて（勅撰次第）によれば前者は正暦以後、後者は天仁元年以後の歌を集めたといふ）他はすべて新古今、新勅撰集の方針を守り人麿・赤人以来の主な歌人の作を綜集してゐるのである。この事実に基づいていへば新古今集以後は一時期に総括されてよく、少くとも同集と新勅撰集との間に区分を置く理由は見出されないのである。

このことは偶々われわれに、かの長明無名抄が示した和歌史の区分を想起させるであらう。既述のやうに同書は（「近代歌体」の条）歌の平俗化がまづ拾遺集に萌し、ついで後拾遺集に至つて決定的になつたことを論じたのであるが、さらに進んで「詞花、千載大略後拾遺の風なるべし」と指摘して千載集までを一様式とみ、近代すなはち達磨歌以後の新時期のそれに対比してゐるのである。これは歌風の変遷に基づいた彼の判断であつたが、体制に基づく叙上のわれわれの考察とは異なる結果を示してゐるといふことができる。

それにしても新古今集の示した選歌方針、いひかへれば現在の時点に立つてすべての過去を批判的、統一的に把握しようとする意識・態度は、後拾遺以後千載集までのそれ、とりわけその中間に位置する金葉、詞花集が最も強烈に示してゐるやうな現代中心のそれに比べて著しく異なるものがあつたといはなければならぬ。恐らく正しい意味での歴史意識が新古今集を堺として和歌史において成熟してきたことを物語る事実ではないかと思はれる。同じ事実はまた新勅撰集（及びそれ以後の集）にもみられたわけであるか、しかし本集にあらはれた歴史意識が新古今集のそれと全く同じ意味で理會されてよいかどうかは必ずしも自明ではないと思はれるが、問題をこゝに移せばそれはもはや体制の外に出るといはなければならぬ。従

つて体制に関する限り、さうしてまたそこで時代区分を考へる限りでは叙上の結論に止めて、本稿を終結したいと思ふ。（一九五六・五・二〇）

- 注一 本集が後拾遺集を典拠としたとみられる事実の一は本集の奏覧事情である。奏覧の日附は序の末尾にみえる通り貞永元年十月二日であるが、それは天皇が讓位される二日前でありかつ讓位決定の日に當つてゐる（百練抄同日条）。しかもこの日、本集がどの程度に進捗してゐたかは同日の明月記に「雖撰歌未調、仮名序代並二十卷部目録注一紙（色紙加札紙）、先内覽即奏聞、仰者位署已下可用今日奏覧之儀由、同奏之。」とあるによつて明らかで、道家はじめ当事者がいかに御在位中の奏覧完了を急務としたか々分る。これは序に示されてゐるやうな勅撰の本義に対する徹底した自覺を語る一証とも考へられようが、正しくいへば応徳三年九月十六日に奏覧された後拾遺集が十一月二六日の讓位に先んじてゐる（讓位決定は同月二十日）先例に倣はうと努めたものといはなければならぬ。また明月記文暦元年六月三日（この時選修は一段落したらしい）条に「後拾遺佳例、加給御製今二百可満五百首之由、令奏之。」とあるのによれば、後拾遺集における白河天皇の御製歌數（七百首）を範としたことが分る。
- 注二 後拾遺集序では勅撰集評を通して間接に選者の歌風觀が示されてゐるといへる。
- 注三 奏覧の前年に當る寛喜三年六月十七日の百練抄は「自去春天下飢饉、此夏死骸滿道、治承以後未有如此之飢饉」と記し

定家も同年七月二日の明月記に「飢人且顛仆、死骸満道、逐日加増」と記してゐる。溯つて同年九月二五日条をみると「延暦園城両寺不静、凶年不熟、下民之憂旁聞」といふ理由で百首御会の延期を道家に申入れてゐる記事もみえる。増鏡

「ふち衣」巻にも「うへは下りさせ給ひてその七日やがて尊号あり。御悩なほおこたらず、大かた世も静かならず。この三年ばかりは天変しきり、なみふりなどしてさとししげく御つゝしみ重きやうなれば、いかゞおはしまさむと御心どもさわぐべし」とある。（御讓位の原因として彗星出現のことがあつたと民経記にもその事情を詳細に伝へてゐる）以上の諸記事を本集序の「わが君天の下をしろしめしてよりこのかた十年あまりの春秋、四方の海たつしき波も声静かに、七つの道民の草もなびき悦べり」にはじまる文言と比較するがよい

注四 本集の選修について定家にためらひの多かつたことは明月記寛喜二年七月六日（勅撰集発起のことをはじめて道家より聞いた翌日と思はれる）条の述懐や、同じく文暦元年八月七日（後堀河院崩御の翌日）、本集を「繕置南庭焼之」とききの所感などによくうかゞはれると思ふ。

注五 新拾遺集の選者為明が奏覽後・返納以前に逝去したので頼阿がこれを継いで完成したことが注意せられる程度である。

注六 続古今集は、序によれば選者の人数を古今集に、親撰の形式を新古今集にとつたことが分るが、増鏡「山のもみぢ葉」巻もこの集が親撰・竟宴ともに新古今集を範としたことを記してゐる。風雅集も序は、新古今集を典拠にしたことを語つてゐるが、園太暦貞和二年十一月九日条によれば、親撰・竟

宴いづれも新古今並びに続古今集を典拠としてゐることがみえる。なほ同書貞和元年四月十七日条によると、風雅集は執進者の外は選者もおかず、右の二集よりさらに親撰の実をあげようとしてゐることも知られる。

— 大阪大学助教授 —